

## 地域団体商標制度と その活用上の留意点

弁護士 草地 邦晴

### 1 地域団体商標制度について

地域団体商標制度は、平成18年4月1日に施行された改正商標法により新設された制度である。同制度は、地域の名称と商品(役務)の名称からなる商標について、一定の範囲で周知となった場合には、事業協同組合等の団体が地域団体商標として商標登録することを認める制度で、地域の事業者が協力して同一のブランドを用いることで、地域産業のブランド化をさらに推し進め、地域商品(役務)の付加価値を向上させて、その競争力を強化させることが期待されている。

制度ができて約3年が経過したが、平成21年2月4日現在での出願件数は、全国で869件、平成21年2月10日現在での登録査定数は、全国で417件(海外地域のもの2件を含む)にのぼっており、この制度が地域産業の活性化に広く利用されている状況がうかがえる。特に、京都府は出願件数が142件、うちすでに登録査定を受けた件数が54件にのぼり、件数では他地域を大きく引き離している(※1※2)。特に伝統産業の分野で広く京都ブランドが継承されてきたことが裏付けられた結果と言え、また京都の地域産業がこうしたブランド力をてこにして、さらなる競争力の向上を目指している姿勢が見て取れる。

もっとも、こうした地域団体商標の登録は、地域産業の活性化の強力な武器となりうることは確かであるが、ともすれば商標登録自体と登録の宣伝で満足してしまい、制度の利点を十分に生かしていない例もあるように見受けられる。また、地域団体商標として独占的な使用が認められる反面として、商標の使用方法や品質が適切に維持されていない場合には、一部の不適切事案の発生により、地域ブランド全体の信用力が低下し、大きなダメージを受けるリスクがあるということは、意外と意識されていない。

地域団体商標の中核は、商標登録後の品質管理と運用にあると言っても過言ではなく、登録商標の取得は、品質コントロールによるブランド力の強化と、そのブランド力の戦略的活用のための一つの手段、最初の一步であることを強く自覚しておく必要があ

る。

そこで、以下では主に地域団体商標の特性や活用について整理し、留意点について述べる(地域団体商標の登録要件については他に譲ることとする。審査基準については※3などを参照されたい)。

### 2 地域団体商標の特性について

地域団体商標が登録査定を受けると、通常の商標権と同様、商標権者がこれを独占的に使用する権限が与えられ、無断でこれを使用する第三者に対して、侵害の停止やその予防を請求することができ、侵害品の廃棄や予防に必要な行為の請求を行うことができる(商標法36条。以下特に法律名を付さない場合は商標法を指す)。また、侵害を行った者に対して損害賠償の請求を求めることも可能になる(民法709条)。商標権を活用するために、第三者に商標の使用を認める通常使用権を設定することも可能であり、存続期間やその維持など、基本的には通常の商標権と同様の性質を持つ。

しかし、地域団体商標には、特別の規定が設けられていることがあり、またその性質から、通常の商標権とは区別してその特性を把握しておく必要がある。

#### (1) 使用権の及ぶ範囲

商標登録出願は、商標の使用をする1又は2以上の商品又は役務を、政令で定める区分に従って指定することが必要であり(6条)、商標権者はその指定商品(役務)について使用する権利を専有する(25条)。

この点は、地域団体商標においても変わるところがないが、地域団体商標においては、例えば指定商品は「○○産の△△」という風に、地域を限定して指定されており、指定された「○○産」以外の商品には使用権は及ばない。

#### (2) 移転の制限(24条の2第4項)

地域団体商標は、合併等の一般承継の場合を除いて、商標権の移転は認められていない。地域団体商標の取得には、その制度趣旨から厳格な主体要件が定められており(7条の2)、その趣旨が没却されないよう、移転が制限されている。従って、譲渡による投下資本の回収はできない。

#### (3) 専用使用権の設定不可(30条1項但書)

地域団体商標は、後記のように商標権者とその構成員による使用が許されている(31条の2第1項)ところ、専用使用権が設定されると商標権者やその構成員の使用も制限されることになり(同項但

書但し、地域団体商標の廃除)、また商標権の移転制限が容易に潜脱されることになりかねないため、専用使用権の設定自体が認められていない。

#### (4) 先使用権(32条の2)

地域団体商標はすでに周知性を獲得していることが登録の要件となっているので、当該商標は、通常は、商標登録以前には特定の団体やその構成員に独占されずに自由に使用されている。そこで、出願前から不正競争の目的なく継続して当該商標を使用していた者は、商標権者の構成員ではなくとも引き続きその商標を利用することが可能である(先使用権)。但し、登録後については、出所の混同を招きかねないため、商標権者は先使用権者に対して、出所の混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができることとされている(同条2項)。

### 3 地域団体商標の使用と活用について

#### (1) 構成員の使用(31条の2)

地域団体商標については、商標権者が事業協同組合等の一定の団体に制限されており、その制度目的から、団体の構成員が、「当該法人又は当該組合等の定めるところにより」、「指定商品又は指定役務について」「地域団体商標に係る登録商標の使用をする権利」を有している。

つまり、商標権者は事業協同組合等の団体であるが、その団体の構成員は通常使用権の設定契約を締結することなく、地域団体商標の通常使用権が与えられることになる。

しかし、構成員はこの使用権を移転することが認められておらず(同条2項)、団体の構成員資格を失うとこの使用権も失うことになる。第三者に対して再使用許諾する権利や、構成員資格を失った場合の使用権については、別途商標権者からの許諾を受ける必要があるため、注意を要する。

#### (2) 地域団体商標の使用基準

他方で、構成員の上記使用権については、「当該組合等の定めるところにより」という法律上の制限が加わっている点は重要である。構成員は商標を使用することができるが、商標権者である団体は、その使用について一定の使用基準を定めることができ、構成員の使用権は、これにより制限されることになる。

このように、地域団体商標制度は、商標権者の構成員が商標権を使用することを広く認める一方で、商標権者がそのブランド力を高めるため、商

品(役務)の品質等の基準や商標使用についての基準を定め、これに従った使用がなされることを当然の前提としており、こうした基準の下で地域ブランドの信用力が維持され、発展することが期待されているといえることができる。

この意味で、商標権者である事業協同組合等の団体が、適切な基準を明文化し、これを適切に運用・管理することは、地域団体商標の命運を握っているといっても過言ではなく、万一こうした基準が設定されず、個々の構成員が品質の劣る商品(役務)に当該商標を付し、あるいは使用権を持たない商品(役務)に当該商標を付すようなことが起これば、ブランド力は著しく低下することになるし、その影響は登録された地域団体商標であるが故に、当該地域産業全体に及ぶことにもなりかねない。

#### (3) 地域団体商標権の取消・無効

また、商標権者又はその構成員が、商品(役務)の品質について誤認を生じさせる商標の使用をしたときは、請求により商標権が取り消されることがある点にも注意が必要である。例えば、構成員が〇〇産の牛肉を指定商品とする地域団体商標を、〇〇産以外で生産された牛肉に使用した場合には、需要者は〇〇産の牛肉と品質誤認するため、このような場合には登録商標が取消しの対象となってしまう(51条)。

さらに、地域団体商標が登録された後に、登録商標を使用していない、あるいは他人がその商標を使用しているのを放置して、権利者や構成員以外の者が登録商標を使用するようになり、出所表示としての機能を失った場合には、利害関係人からの請求により、商標権が無効とされることもあり得る(46条1項6号)。

このように、構成員の不正な商標の使用、あるいは第三者による無断使用については、商標権者は常に注意を払う必要があり、その適正な使用を確保するべく速やかに対応することが要求されていると言えよう。

#### (4) 通常使用権の設定

なお、上記したように、地域団体商標については、商標権者はそのブランド品の流通や宣伝のために、企業や地方公共団体等に、その使用を許諾することができる。こうした使用権の設定により、地域ブランドの競争力を拡大させる戦略を進めていくことが可能であるが、他方で、こうした使用

許諾の契約においては、ブランドイメージを低下させたり、ブランド力にただ乗りされることを防止するために、使用範囲や内容、方法について厳格な定めを置くことが必要であろう(通常使用者の使用についても、(3)の商標権の取消があり得る(53条)。

- 4 以上のように、地域団体商標については、通常の商標権とは異なる性質や効果があり、その特性を十分に理解した上で、これを活用し、商標権者による継続的な監視の下に運用していくことが不可欠である。せっかく育ててきた地域ブランドが、かえって信用力を失う結果とならないよう、統一的な戦略のもとに、適切に登録商標を使用し、継続的に競争力を高める取組みを行っていくことが望まれる。

- ※1 「登録査定案件リスト」(特許庁商標課・平成21年2月10日付)
- ※2 「地域団体商標の出願状況について」(特許庁商標課・平成21年2月4日付)
- ※3 「改正商標審査基準」「商標審査便覧」

参考文献：地域団体商標制度説明会テキスト(特許庁)他  
上記はいずれも特許庁のHPより  
[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t\\_torikumi/t\\_dantai\\_syouhyou.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/t_dantai_syouhyou.htm)

---